

第 85 回 定時株主総会招集ご通知

情熱と革新の未来へ。

Passion for innovation



日 時 2023 年 6 月 28 日 (水曜日)
午前 10 時 (受付開始：午前 9 時 15 分)

場 所 名古屋市昭和区花見通一丁目 41 番地の 2
名古屋市昭和 문화小劇場 ホール

株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性の観点から、配付を取り止めさせていただきます。

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第 1 号議案	取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6 名選任の件
第 2 号議案	監査等委員である取締役 3 名選任の件
第 3 号議案	補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件
事業報告	15
計算書類	39
監査報告書	45

株主各位

(証券コード 7875)
(発送日) 2023年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月6日

名古屋市昭和区白金一丁目11番10号

竹田 **ip** ホールディングス株式会社

代表取締役社長 木 全 幸 治

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項^{※注}）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第85回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

※注…株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類など

当社ウェブサイト <https://www.takedaip-hd.co.jp>

【二次元コード】



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、ヘッダーより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、「2023年6月6日 第85回定時株主総会招集ご通知」をご確認ください。)

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

【二次元コード】



敬 具

記

1. 日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

2. 場所 名古屋市昭和区花見通一丁目41番地の2
名古屋市昭和文化小劇場 ホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第85期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第85期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件、ならびに会計監査人および監査等委員会の計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

(2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

以上

【議決権行使についてのご案内】

4 ページから14ページの株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会への出席

株主総会開催日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時15分）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。

なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性の観点から、配付を取り止めさせていただいております。

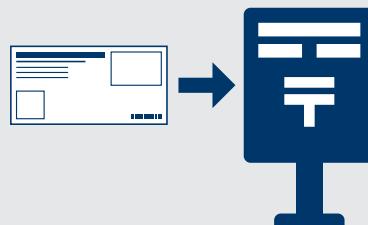
書面（郵送）による議決権行使

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

※各議案に対し賛否の表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせていただきます。



議決権行使につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-782-031**（平日午前9時から午後5時まで）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	山本真一 再任	代表取締役会長 CEO	100% (19回中19回出席)
2	木全幸治 再任	代表取締役社長 COO 成長戦略本部長	94% (19回中18回出席)
3	讃岐秀昭 再任	専務取締役 CSO 経営戦略担当	100% (14回中14回出席)
4	細野浩之 再任	常務取締役 CFO 経営管理担当 経営統括本部長	100% (19回中19回出席)
5	堀龍之 再任	社外取締役 社外 独立	94% (19回中18回出席)
6	山本光子 新任	— 社外 独立	—

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

やま もと しん いち
山 本 眞 一

再任



(生年月日：1950年8月21日)

所有する
当社株式の数
81,200株

略歴、当社における地位および担当

1973年3月 当社入社
1993年6月 当社取締役 第一営業本部長
1998年4月 当社常務取締役 営業統括担当
1999年4月 当社代表取締役専務 中部事業部長
2008年4月 当社代表取締役副社長 関東事業部長
2009年4月 当社代表取締役社長
2019年4月 当社代表取締役会長
2021年6月 当社代表取締役会長 CEO（現任）

取締役候補者とした理由

山本眞一氏は、当社において営業統括、経営統括の要職を歴任し、2009年からは当社の代表取締役社長、2019年4月より代表取締役会長に就任しております。経営者として豊富な経験、実績、見識を有しております。

今後また、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する当社のグループ経営を行うことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

き また こう じ
木 全 幸 治

再任



(生年月日：1956年1月15日)

所有する
当社株式の数
67,600株

略歴、当社における地位および担当

1978年3月 当社入社
2000年4月 当社執行役員 中部事業部第一営業本部副本部長
2002年6月 当社取締役 中部事業部営業本部長
2005年4月 当社常務取締役 中部事業部営業本部長
2008年4月 当社専務取締役 中部事業部長
2009年4月 当社代表取締役専務 中部事業部長
2010年4月 当社代表取締役副社長 事業統括担当
2019年4月 当社代表取締役社長
2021年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 成長戦略本部長
2022年4月 竹田印刷分割準備株式会社（現・竹田印刷株式会社）
代表取締役社長 社長執行役員（現任）
2023年4月 当社代表取締役社長 COO 成長戦略本部長（現任）

重要な兼職の状況

竹田印刷株式会社 代表取締役社長 社長執行役員

取締役候補者とした理由

木全幸治氏は、当社において営業部門、各事業部の要職を歴任し、2010年からは当社の代表取締役副社長、2019年4月より代表取締役社長に就任しております。経営者として豊富な経験、実績、見識を有しております。今後また、当社グループの海外事業展開の拡大を含め、当社グループの経営統括に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

さぬ き ひで あき
讃岐秀昭

再任



(生年月日：1954年9月21日)

所有する
 当社株式の数
 62,100株

略歴、当社における地位および担当

1977年3月 株式会社光文堂入社
 1995年10月 同社取締役本店長
 1997年6月 同社常務取締役
 2002年6月 同社代表取締役専務
 2010年2月 同社代表取締役社長（現任）
 2022年6月 当社取締役（非常勤）
 2023年4月 当社専務取締役 CSO 経営戦略担当（現任）

重要な兼職の状況

株式会社光文堂 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

讃岐秀昭氏は、当社の最重要グループ会社である株式会社光文堂にて、長年営業部門の要職を歴任。同社の業績に多大な貢献を果たすなど、高い営業能力と戦略立案能力を有するほか、印刷業界に関する深い知見を有しております。また、1995年より同社の取締役を務め、企業経営に関する豊富な経験・見識を有しております。2022年6月からは当社の取締役を務め、専門的かつ客観的な視点は当社の業績向上に資するものであると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

ほそ の ひろ ゆき
細野浩之

再任



(生年月日：1960年5月4日)

所有する
 当社株式の数
 7,200株

略歴、当社における地位および担当

1983年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
 2010年10月 同行札幌支店長
 2012年7月 当社入社 当社執行役員 関東管理部担当部長
 2013年4月 当社執行役員 関東管理部長
 2018年4月 当社上席執行役員 経営統括本部副本部長
 2019年4月 当社上席執行役員 経営統括本部長
 2019年6月 当社取締役 経営統括本部長
 2021年6月 当社取締役 常務執行役員 経営統括本部長
 2023年4月 当社常務取締役 CFO 経営管理担当 経営統括本部長（現任）

取締役候補者とした理由

細野浩之氏は、金融機関の要職を歴任し、財務に関する知識ならびに企業経営に必要な豊富な経験および幅広い見識を有しております。2012年7月に執行役員として当社入社。2019年4月より経営統括本部長を務めるなど、引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映することができるかと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

ほり たつ ゆき
堀 龍 之

再任

社外

独立



(生年月日：1947年5月23日)

所有する
当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1982年4月 弁護士登録
1982年4月 林法律事務所（現 丸の内総合法律事務所）入所
2014年1月 丸の内総合法律事務所代表弁護士に就任（現任）
2016年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

丸の内総合法律事務所代表弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

堀龍之氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有されており、主にコンプライアンスの観点から経営の意思決定に適切な助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。また、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。

候補者番号

6

やま もと みつ こ
山 本 光 子

新任

社外

独立



(生年月日：1957年1月1日)

所有する
当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1983年3月 ウーマンスタッフ株式会社入社
1985年4月 同社取締役営業本部長
1998年9月 ピープルスタッフ株式会社に社名変更、同社専務取締役
2016年7月 テンプスタッフ株式会社と統合、同社取締役専務執行役員
2017年7月 パーソルテンプスタッフ株式会社に社名変更
2020年7月 同社相談役（常勤）（現任）、学校法人名城大学監事（非常勤）（現任）
2021年6月 中央発條株式会社社外取締役（現任）
2022年6月 アイカ工業株式会社社外取締役監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

パーソルテンプスタッフ株式会社 相談役
中央発條株式会社 社外取締役
学校法人名城大学 監事
アイカ工業株式会社 社外取締役監査等委員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山本光子氏は人材派遣会社であるパーソルテンプスタッフ株式会社で取締役を務め、企業経営に関する豊富な経験・見識を有しております。特に労務管理面では卓越した見識を備えており、当社の課題である「人材開発」「人事制度改革」において手腕を発揮していただくことが期待できます。また女性活躍推進を含む多様性を尊重する職場風土の醸成のためにも、専門的な見地からの助言や指導が期待できるものとし、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、堀龍之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、堀龍之氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 3. 当社は、山本光子氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
 4. 当社は、堀龍之氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、堀龍之氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 5. 当社は、山本光子氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
 6. 各候補者が選任された場合、当社が締結している役員賠償責任保険（D&O保険）の被保険者となります。当社が締結しているD&O保険契約の内容の概要は13ページに記載のとおりであります。
 7. 第84回定時株主総会において、当社取締役を選任されました、松村泰宏氏、嶋貫浩明氏、福浦徹氏は、持株会社体制への移行に伴い、2023年3月31日をもって当社取締役を辞任いたしました。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	古田敦規 <small>新任</small>	内部監査室長	—
2	永田昭夫 <small>再任</small>	社外取締役（監査等委員） <small>社外 独立</small>	100% (19回中19回出席)
3	高橋伸夫 <small>新任</small>	— <small>社外 独立</small>	—

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

ふる た あつ のり
古 田 敦 規

新任



(生年月日：1967年7月29日)

所有する
当社株式の数
1,500株

略歴、当社における地位および担当

1992年4月 当社入社
2007年4月 当社中部事業部製造本部メディア制作部長
2011年4月 当社中部事業部製造本部生産技術部長
2011年10月 当社中部事業部製造本部環境品質保証部長
2013年4月 当社中部事業部印刷製造本部プリプレス部長
2016年4月 当社中部事業部印刷製造本部品質技術部長
2020年6月 当社内部監査室長（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

古田敦規氏は、当社の中部事業部にて長年製造部門の部門長を歴任し、当社の生産活動の発展に多大な貢献を果たすなど、生産技術・品質技術にかかる高い能力を有しております。また2020年より当社の内部監査室長を務め、業務監査の経験も豊富であり、モニタリングにかかる見識・経験を有しております。上場企業に求められる内部統制システムやコンプライアンスについての専門性を有する人材であり、客観的かつ公正な視点から当社の業務遂行の監督に貢献できるものとし、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

なが た あき お
永 田 昭 夫

再任

社外

独立



(生年月日：1948年9月15日)

所有する
当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1976年3月 公認会計士登録
1988年8月 中央新光監査法人代表社員就任
2007年8月 あずさ監査法人代表社員就任
2011年7月 公認会計士永田昭夫事務所開設（現在に至る）
2012年6月 日本トランスシティ株式会社 社外監査役（現任）
2015年5月 パレモ・ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2015年6月 当社社外監査役
2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

公認会計士永田昭夫事務所所長
日本トランスシティ株式会社 社外監査役
パレモ・ホールディングス株式会社 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

永田昭夫氏は、公認会計士として会計および監査に精通し、その専門知識、経験等に基づく専門的知見を当社の監査体制の強化に反映しております。引き続き、当社経営の健全性確保に貢献いただくことを期待しております。

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役候補者となりました。



(生年月日：1958年4月12日)

所有する
当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1983年 4月 日本ガイシ株式会社研究所入社
2008年 4月 同社エレクトロニクス事業本部電子部品事業部長
2009年 6月 同社同本部電子部品事業部執行役員事業部長
2013年 4月 同社新事業企画室執行役員
2015年 6月 同社知的財産部特任参与
2022年 6月 同社顧問

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高橋伸夫氏は、日本ガイシ株式会社に入社以来、同社研究所の技術者として新規事業の探索や事業化に尽力されました。新製品の事業化に向けたプロジェクトでは責任者として成果を上げ、同社の事業基盤拡大に貢献しています。企業経営にも幅広い見識を有し、特に経営戦略・新事業の立ち上げにおいては適切な指導・助言が期待でき、また外部の視点での経営全般の監視強化につながるものとして、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永田昭夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。監査役および監査等委員としての在任期間は、本総会の終結の時をもって8年となります。
3. 当社は、永田昭夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、永田昭夫氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、高橋伸夫氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
5. 当社は、永田昭夫氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、永田昭夫氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、高橋伸夫氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
7. 各候補者が選任された場合、当社が締結している役員賠償責任保険（D&O保険）の被保険者となります。当社が締結しているD&O保険契約の内容の概要は13ページに記載のとおりであります。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

た な か せい じ
田 中 誠 治

再 任

社 外

独 立



(生年月日：1956年9月24日)

所有する
当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1988年3月 公認会計士登録
1988年6月 田中会計事務所開設（現在に至る）
1988年8月 税理士登録
1997年2月 ガイドー株式会社 社外監査役（現任）
2016年6月 当社補欠監査役
2019年6月 中日本興業株式会社 社外監査役（現任）
2021年6月 当社補欠社外取締役（監査等委員）
2023年4月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
※前監査等委員 中島正博氏の退任に伴い就任

重要な兼職の状況

田中会計事務所 所長
ガイドー株式会社 社外監査役
中日本興業株式会社 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

田中誠治氏は、公認会計士として財務および会計に関する知見を有しており、当社の監査体制に活かしていただくことを期待して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中誠治氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、2023年4月より田中誠治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決された場合、田中誠治氏は監査等委員である社外取締役を退任となり当該契約は失効します。なお、将来、田中誠治氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める額としております。
4. 田中誠治氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社が締結している役員賠償責任保険（D&O保険）の被保険者となります。当社が締結しているD&O保険契約の内容の概要は13ページに記載のとおりであります。
5. 田中誠治氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

■ 役員賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社が締結しているD&O保険契約の内容の概要は次のとおりであります。なお当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容にて更新することを予定しております。

1. 被保険者は当社取締役（監査等委員を除く）、当社監査等委員である取締役、当社上席執行役員、対象子会社14社の役員であります。
2. 補償地域は全世界、保険期間は2022年7月10日から2023年7月10日であります。
3. 補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。
 - ・会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者である役員等が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を補償対象としております。
 - ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。
4. 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用するD&O保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。
 - ・役員等が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
 - ・役員等の犯罪行為、または役員等が違法であることを認識しながら行った行為
 - ・役員等に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
 - ・役員等が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
 - ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

(ご参考) 取締役会および監査等委員会のスキルマトリックス

第1号議案および第2号議案が承認された場合の取締役会および監査等委員会の構成および専門性は以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は、各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

取締役	企業経営 経営戦略	コーポレート ガバナンス	営業 マーケティング	製造・技術・ 研究開発	財務・会計	監査	法務・ リスク管理
やま もと しん いち 山本 眞一	○	○	○				
き また こう じ 木全 幸治	○		○				
ざぬ き ひで あき 讃岐 秀昭	○		○				
ほそ の ひろ ゆき 細野 浩之	○	○			○	○	○
ほり たつ ゆき 堀 龍之 社外 独立		○					○
やま もと みつ こ 山本 光子 社外 独立	○		○				
ふる た あつ のり 古田 敦規 監査等委員				○		○	
なが た あき お 永田 昭夫 監査等委員 社外 独立		○			○	○	
たか はし のぶ お 高橋 伸夫 監査等委員 社外 独立	○	○		○			○

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への制限が緩和され、持ち直しの兆しが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化等によるエネルギー価格や原材料価格の高騰、為替市場での急激な円安が進行するなど、景気の先行きは不透明な状況となっております。

新型コロナウイルス感染症に対しては、当社グループでは社員および家族の健康と安全に配慮しつつ、顧客への製品やサービスの提供に影響を及ぼすことがないように、感染予防と事業継続に取り組んでまいりました。

当社グループが事業活動を展開する国内の印刷市場におきましては、デジタル化の進展による紙媒体の縮小、競争の激化、価格の低迷という構図が長期にわたり継続していることに加えまして、エネルギー価格や原材料価格の高騰も重なり、大変厳しい状況が続いております。社会経済活動の正常化が進み、顧客における社内広報活動および販売促進活動は回復傾向にありますが、断続的に実施されている印刷用紙の値上げが広告宣伝媒体のデジタル化（紙離れ）を一層加速させ、社内報、カタログ、チラシ等の商業印刷物が減少を続けており、以前の水準に回復することは困難な状況です。

このような状況において、当社はコア事業における競争力の強化、新事業開発の強化、事業活動を支える経営基盤の強化という3つの改革を掲げ、事業構造改革を進めております。

その実現に向けて、顧客第一の基本方針のもと健全な危機感を持ち、印刷物の提供により、顧客の広告宣伝活動を支援する従来型のビジネスモデルから領域を広げ、印刷物に限らない多種多様なソリューションを複合的且つ効果的に組み合わせたワンストップソリューションの提供により、顧客の課題解決を総合的に支援するビジネスパートナーへ、ビジネスモデルの転換を図っております。

この取り組みを強力に推進し、顧客にとっての価値（顧客価値）を創造し、その価値に見合った収益に結びつけることで業績向上に努めております。同時に、半導体関連マスク事業の充実を図り、国内印刷市場の縮小に耐え得る収益構造の構築を進めております。なお、エネルギー価格や原材料価格の高騰には、代替品の購入、生産性向

上、経費削減等を行うとともに、顧客には販売価格への転嫁だけではなく、品質を維持しつつコスト削減を実現するVA提案を積極的に行っております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は328億63百万円（前期比7.4%増）となりました。利益面では、営業利益9億39百万円（前期比15.5%増）、経常利益10億61百万円（前期比15.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益8億40百万円（前期比10.8%増）となりました。

セグメント別の状況は、以下のとおりです。

（印刷セグメント：印刷事業）

印刷事業では大変厳しい市場環境の下、品質管理と情報セキュリティ管理を徹底した上で、紙媒体需要を着実に取り込むとともに、全体最適での生産設備の見直しによる低コスト生産体制の実現、ビジネスモデルにマッチした社内体制の再構築などの事業構造改革を進めております。

前述のビジネスモデルの転換を図るため、全社横断の事業強化プロジェクトを推進し、ワンストップソリューション提案を強化しております。具体的な取り組みとしては、ロジスティクスサービス、各種BPOやイベント等の受託、通販サイトの運営、システム構築など、紙媒体に限らない多種多様なソリューションをワンストップで提供し、社会経済活動の正常化に伴い回復する広告宣伝需要を取り込みました。

また、顧客におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進をビジネスチャンスとして捉え、物流の課題をワンストップで解決する受発注管理システムのプラットフォーム「TS-BASE」の販売を強化するとともに、紙媒体の社内報のデザイン性をそのままに「見せる社内報」をコンセプトとするWeb社内報パッケージシステム「Yomikatsu!」の販売を開始するなど、デジタル関連サービスを強化しました。

（印刷セグメント：半導体関連マスク事業）

半導体関連マスク事業では、当社、(株)プロセス・ラボ・ミクロン、東京プロセスサービス(株)の3社によるグループ全体最適とシナジーの最大化を図るとともに、海外事業を強化いたしました。なお、当社の半導体関連マスク事業は、2023年4月1日付けで東京プロセスサービス(株)（同日付で竹田東京プロセスサービス(株)に商号変更）に承

継いたしております。

世界的な半導体不足や顧客の在庫調整が継続するなか、第3四半期連結累計期間までは、スマートフォン向け等の一部製品にて出荷減少がありました。また、車載向け製品が回復基調に入るとともに、第5世代移動通信システム(5G)やサーバー向け等の製品が堅調に推移いたしました。海外事業では、当社グループが拠点を構えるベトナムやタイにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による営業活動の制限や顧客工場の稼働停止がございましたが、それも解消し業況は回復に向かいました。

しかしながら、懸念しておりました米中貿易摩擦による影響が昨年末から顕在化し、世界半導体市場が急速に減速したため、当社グループにおける半導体関連マスク事業も減速を余儀なくされました。

上記の結果、印刷セグメントの売上高は218億86百万円(前期比4.0%増)、営業利益は6億16百万円(前期比5.5%減)となりました。

(物販セグメント：物販事業)

物販事業では、印刷事業と同様に厳しい市場環境にありますが、印刷関連総合商社のリーディングカンパニーとして、日本全国に展開する拠点を活用し、顧客ニーズの発掘ときめ細かなフォローの徹底によるシェア拡大を図っております。

社会経済活動の正常化に伴う設備投資需要の回復が続いており、新規顧客の開拓やものづくり補助金制度を活用した取り込みを強化いたしました。また、2023年1月に印刷機材の総合展示会「Print Doors 2023(第59回光文堂新春機材展)」を開催するほか、全国各地でのイベント出展による広告宣伝活動を積極的に行いました結果、資材販売と機械販売の両面で増収となりました。

利益面では、増収効果や利益率の高い自社ブランド製品の販売が好調であったことに加えて、仕入価格の高騰には顧客への丁寧な交渉により販売価格への転嫁を行うとともに経費削減を徹底した結果、増益となりました。

上記の結果、物販セグメントの売上高は113億61百万円(前期比12.8%増)、営業利益は3億8百万円(前期比107.5%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、13億60百万円（リース契約を含む）であり、主な投資内容は、印刷事業におけるエアークンプレッサー、半導体関連マスク事業における新社屋、測長機、外観検査装置の取得であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

印刷物（紙媒体）の需要が縮小を続け、価格も低下あるいは低位で推移する状況が長期化し、反転することが考えにくい市場環境において、当社グループが対処すべき課題は、以下のとおりです。

① ビジネスモデルの転換

顧客にとっての価値（顧客価値）を創造する、または増大させる課題解決（ソリューション）提案を強化することにより、その価値に見合った収益に結びつけることが当社グループの業績拡大には必須であり、最重要課題です。

印刷事業においては、印刷物の提供により、顧客の広告宣伝活動を支援する従来型のビジネスモデルから領域を広げ、印刷物に限らない多種多様なソリューションを複合的且つ効果的に組み合わせたワンストップソリューションの提供により、顧客の課題解決を総合的に支援するビジネスパートナーへ、ビジネスモデルの転換を急ぎます。

また、これらの取り組みを通じまして、年間を通して継続受注できるベース案件を増やすことにより、事業の閑散リスクを低減し、安定した収益構造に改革してまいります。

② 顧客の置かれている状況とビジネスモデルを深く理解すること

顧客にとっての価値を創造するためには、顧客の置かれている状況やビジネスモデルを深く理解することが最も大切であると考えております。当社グループは幅広い業界・業種に顧客を持っておりますが、顧客との接触機会を増やし、常に顧客の立場に

立って考えます。これを高い次元で実現することが何よりも重要であり、顧客満足度向上のベースとなります。この取り組みを通じまして、長期ビジョンである「顧客の圧倒的支持を得るワンストップソリューションを提供し、ロイヤルカスタマー比率を高め続ける」の実現をめざしてまいります。

③低コスト生産体制の構築

顧客にとっての価値が創造できても、価格競争力がなければビジネスにはつながりません。紙媒体の縮小という社会の変化に対応し、生産性向上による適正利益を確保するためには、全体最適での設備集約は避けて通れません。

また、原材料やエネルギー価格の高騰には販売価格への転嫁に頼るだけでなく、仕入価格の低減や経費削減のほか、品質を維持しつつコスト削減を実現するVA提案を積極的に行う必要があります。そのためには社員の持つ知恵やノウハウを用いてデジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組むほか、外部とのネットワークも最大限に活用し、価格競争力の向上に取り組みます。

④半導体関連マスク事業の強化

デジタル化の進展は印刷事業には逆風となりますが、半導体関連マスク事業においては追風となります。印刷事業の業績悪化を補完できる事業ポートフォリオを実現するため、半導体関連マスク事業においては、国内での事業強化は勿論のこと、海外事業を速やかに軌道に乗せ、当社グループを牽引できるレベルまで高めることが課題です。

その実現に向けて、当社、(株)プロセス・ラボ・ミクロン、東京プロセスサービス(株)の国内3社、そして中国と東南アジアに展開する海外3社が連携し、グループ全体最適とシナジーの最大化をめざします。会社の垣根を越えた人事交流や情報共有による課題解決、新製品開発を組織的に取り組みます。

⑤新事業の開発

印刷市場の縮小は今後も続くことが予想されており、印刷事業、半導体関連マスク事業、物販事業に続く、新事業の開発が課題です。現在進めております不動産事業開

発のほか、既存事業との関連性が高く、実現性が高い新たな事業領域への拡大に向けまして、M&Aを含め積極的に挑戦をしております。

⑥ 情報セキュリティの強化

当社グループでは、顧客から機密情報や個人情報をお預かりし、さまざまな製品やサービスをご提供しております。情報管理を徹底し、顧客からの信頼にお応えするためには、情報セキュリティの強化は継続的に追求する課題です。

⑦ 人材育成

人材育成は、社員が健康で高いモチベーションを持って、困難な課題にも取り組む状況を作り出すために必要な、大変重要な課題です。全社員総活躍のための取り組みとして、女性活躍のための制度の充実と社員の意識改革、実労働時間の短縮、スマートワーク（生産性を高め場所や時間に縛られない柔軟な働き方）、ワーク・ライフ・インテグレーション（仕事とプライベートの両立と質的向上の確立）などの働き方改革を推進しています。

⑧ 社会的価値創造企業への進化

持続可能な社会の実現に向けて基盤となるコーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、内部統制システムの構築、顧客の価値を創造するワンストップソリューションの提供、カーボンニュートラルの実現を含む環境配慮活動の推進などのSDGsへと繋がるゴール（課題）に積極的に取り組み、これまで以上に社会から信頼され、期待される社会的価値創造企業への進化をめざしております。「顧客の課題解決を通じて広く社会に貢献すること」が当社グループの使命であり、持続可能な社会の実現と当社グループの持続的成長をめざすサステナビリティ経営を推進します。また、コロナ禍での経験を踏まえ、BCP（事業継続計画）の強化を図るとともに、当社グループ独自のニューノーマル（新常态）の創造に取り組みます。収束後も過去の姿に戻すのではなく、より良いガバナンスを形成し、環境・社会の形成に向けて貢献しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第82期 (2020年3月期)	第83期 (2021年3月期)	第84期 (2022年3月期)	第85期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	35,651	31,108	30,600	32,863
経常利益 (百万円)	588	478	921	1,061
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△) (百万円)	381	△1,342	758	840
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	47円08銭	△164円80銭	92円74銭	102円31銭
総資産額 (百万円)	30,956	29,605	28,970	29,892
純資産額 (百万円)	15,226	14,048	14,932	15,821
1株当たり純資産額	1,857円54銭	1,708円14銭	1,807円93銭	1,908円11銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第84期の期首から適用しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主な事業内容
株式会社光文堂	315 ^{百万円}	100%	印刷機械および印刷資材等の仕入・販売
東京プロセスサービス株式会社	50 ^{百万円}	100%	精密工業向け各種マスク製造・販売
株式会社プロセス・ラボ・ミクロン	100 ^{百万円}	100%	電子部品実装用各種マスク製造・販売
日栄印刷紙工株式会社	10 ^{百万円}	100%	紙器類の製造およびラベル・シール類の印刷
東海プリントメディア株式会社	50 ^{百万円}	65%	新聞の印刷
株式会社光風企画	10 ^{百万円}	100%	印刷物の企画・デザイン制作
上海竹田包装印務技術有限公司	(注1) 200 ^{万米ドル}	100%	中国における包装資材の企画・販売
PROCESS LAB. MICRON VIETNAM CO., LTD.	225 ^{万米ドル}	(注2) 100%	ベトナムにおけるメタルマスクの製造販売
TOKYO PROCESS SERVICE(Thailand)CO., LTD.	1億10 ^{百万円}	(注2) 100%	タイにおける精密工業写真製版、スクリーン製版および製版用資機材の製造販売
富来宝米可龍(蘇州)精密科技有限公司	180 ^{百万円}	(注2) 100%	中国におけるメタルマスクなどの設計・製造

(注1) 上海竹田包装印務技術有限公司は2022年7月に資本金を100万米ドルから200万米ドルに増資しており、当社はその増資を引き受けております。

(注2) 出資比率には間接所有による持分を含んでおります。

当社は2023年4月1日付で当社の営む印刷事業を竹田印刷分割準備株式会社（2022年4月1日設立。2023年4月1日付で「竹田印刷株式会社」に商号変更）に、半導体関連マスク事業を東京プロセスサービス株式会社（2023年4月1日付で「竹田東京プロセスサービス株式会社」に商号変更）にそれぞれ承継させたため、新たに竹田印刷株式会社は重要な子会社となりました。同日現在の竹田印刷株式会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
竹田印刷株式会社	50 ^{百万円}	100%	各種印刷物の企画・デザイン・印刷

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは印刷事業、半導体関連各種マスクの製造・販売ならびに印刷機械、その周辺機器および印刷資材等の販売を主な事業の内容としております。

各事業の主な事業内容は以下のとおりであります。

- ①印刷…商業印刷、新聞印刷、出版印刷、包装資材、デジタルコンテンツ関連の企画制作、半導体関連各種マスクの設計・製造
- ②物販…印刷機械、その周辺機器、印刷資材および事務用品・雑貨の販売

(8) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

当 社	本 社	名古屋市昭和区
	中部事業部	名古屋市昭和区
	関東事業部	東京都中央区
	関西事業部	大阪市中央区
	工 場	名古屋市昭和区、埼玉県越谷市
	物 流 倉 庫	愛知県小牧市
株 式 会 社 光 文 堂	本 社	名古屋市中区
	東 京 支 社	東京都北区
	支 店	仙台市若林区 他5ヶ所
	営 業 所	札幌市中央区 他14ヶ所
東 京 プ ロ セ ス サ ー ビ ス 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	神奈川県藤沢市
	工 場	石川県小松市、神奈川県相模原市
	営 業 所	名古屋市西区
株 式 会 社 プ ロ セ ス ・ ラ ボ ・ ミ ク ロ ン	本 社 ・ 工 場	埼玉県川越市
	工 場	愛知県小牧市、佐賀県佐賀市
日 栄 印 刷 紙 工 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	大阪府八尾市
東 海 プ リ ン ト メ デ ィ ア 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	愛知県清須市
株 式 会 社 光 風 企 画	本 社	名古屋市中区
上 海 竹 田 包 装 印 務 技 術 有 限 公 司	本 社	中国
PROCESS LAB. MICRON VIETNAM CO., LTD.	本 社	ベトナム
TOKYO PROCESS SERVICE(Thailand)CO., LTD.	本 社	タイ
富 来 宝 米 可 龍(蘇州)精 密 科 技 有 限 公 司	本 社	中国

(9) 企業集団の従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,016名	6名増

(注) 上記従業員数は就業人数であり、顧問、嘱託およびパートタイマーの202名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	740
株式会社三井住友銀行	555
株式会社百五銀行	220
株式会社中京銀行	215
株式会社愛知銀行	205
株式会社みずほ銀行	155

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主の皆様へ安定的な配当を行うことを基本としております。業績、配当性向に加え、企業体質強化・新事業開発のための内部留保にも配慮しながら、総合的に勘案する方針をとっております。内部留保金につきましては、中長期的な観点から成長が見込まれる分野の事業拡大に向けた設備投資と研究開発を中心に有効活用してまいりたいと考えております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定めており、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の中間配当金につきましては、1株につき8円の普通配当を実施いたしました。期末配当金につきましては、当期の業績の状況および経営環境等を勘案し、1株につき普通配当12円と、当社グループは2023年4月1日に持株会社体制へ移行したことに伴い、株主の皆様へ感謝を表すために1株につき記念配当2円を加え14円とさせていただきます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金14円 (うち、普通配当12円、記念配当2円) 総額 115,173,506円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月12日

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,592,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,226,679株（自己株式554,321株を除く）
- (3) 株主数 5,449名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
竹田印刷従業員持株会	530	6.44
株式会社三菱UFJ銀行	350	4.25
各務芳樹	344	4.18
株式会社三井住友銀行	240	2.91
日本特殊陶業株式会社	210	2.55
明治安田生命保険相互会社	200	2.43
アイカ工業株式会社	200	2.43
竹田光孝	188	2.29
富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社	140	1.70
株式会社中京銀行	130	1.58

(注) 当社は自己株式554,321株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に交付した株式の合計

	株式の種類および株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	当社普通株式 19,200株	5名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 CEO	山 本 眞 一	
代表取締役社長 社長執行役員	木 全 幸 治	成長戦略本部長
取 締 役 常務執行役員	松 村 泰 宏	関東事業部長
取 締 役 常務執行役員	嶋 貫 浩 明	中部事業部長 株式会社光風企画代表取締役社長
取 締 役 常務執行役員	細 野 浩 之	経営統括本部長
取締役（非常勤）	福 浦 徹	ファインプロセス事業部管掌 株式会社プロセス・ラボ・ミクロン代表取締役社長 富来宝米可龍(蘇州)精密科技有限公司董事長
取締役（非常勤）	讃 岐 秀 昭	株式会社光文堂代表取締役社長
取 締 役	奥 村 隆 夫	
取 締 役	堀 龍 之	丸の内総合法律事務所代表弁護士
取 締 役 常勤監査等委員	河 合 隆 広	
取 締 役 監 査 等 委 員	中 島 正 博	株式会社みらいホールディングス監査役
取 締 役 監 査 等 委 員	永 田 昭 夫	公認会計士永田昭夫事務所所長 日本トランスシティ株式会社社外監査役 パレモ・ホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役奥村隆夫氏および堀龍之氏ならびに監査等委員である取締役中島正博氏および永田昭夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役永田昭夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は取締役奥村隆夫氏および堀龍之氏ならびに監査等委員である取締役中島正博氏および永田昭夫氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 当社は日常的な情報収集力の強化および重要な会議への出席によって監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 松村泰宏氏、嶋貫浩明氏、福浦徹氏は、2023年3月31日をもって当社取締役を辞任いたしました。
6. 讃岐秀昭氏は、2022年6月24日開催の第84回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任しました。
7. 監査等委員である社外取締役中島正博氏は、2023年4月28日付で逝去のため退任しており、同日付で補欠の監査等委員である取締役の田中誠治氏が監査等委員に就任しております。なお、同氏は2021年6月24日開催の第83回定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役に選任されております。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	176 (9)	142 (9)	21 (-)	11 (-)	8 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19 (9)	19 (9)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記員数には無報酬の取締役1名は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等は事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結純利益と単体純利益の目標達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。業績指標として連結純利益と単体純利益を選定した理由は、当社グループとしての業績の向上および企業価値増大への貢献を測る指標として最適であるとともに、客観的にも明確な指標であるため、業績連動報酬の透明性を高めることができるものと判断したためです。当事業年度を含む連結純利益の推移は1.(5)財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。
4. 非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的としています。当該株式報酬の内容およびその交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。

② 取締役の報酬等の定めに関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2021年6月24日開催の第83回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200百万円以内の固定報酬と年額60百万円以内の業績連動報酬(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名です。

また、2018年6月27日開催の第80回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することとし、2021年6月24日開催の第83回定時株主総会において、上記の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の限度額とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬額として年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の員数は5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月24日開催の第83回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額36百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会決議により定めることとしております。

イ. 決定方針の内容の概要

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には取締役の報酬は、基本となる固定報酬と、短期的な業績に連動する報酬である業績連動報酬（賞与）、中長期的な業績と連動性の高い非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）より構成されており、当該取締役が株主の皆様と一層の価値共有を進め、中長期的な視点での業績や株式価値を意識した経営を動機づける制度設計を取り入れております。うち固定報酬の水準については、役位・職責・在任年数に応じて他社水準・当社の業績・従業員給与も考慮しながら、総合的に勘案し、決定しております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容および額について、その決定の方針と決定の方法との整合性、決定の方法と決定された報酬等の内容の合理性、報酬額を導き出す過程の適切性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度につきましては、2022年6月24日開催の取締役会において、代表取締役会長 山本眞一、代表取締役社長 木全幸治に取締役の個人別の月額報酬の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬（賞与）の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

取締役会は、2021年3月18日開催の取締役会決議により当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申を尊重して決定しなければならないこととしております。

また、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）についても、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会の決議により、取締役個人別の割当数を定めることとしております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

- ・当社は、取締役堀龍之氏が代表弁護士を務める丸の内綜合法律事務所との間で法律顧問契約を締結しており、取締役堀龍之氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。
- ・監査等委員である取締役中島正博氏は、株式会社みらいホールディングスの監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役永田昭夫氏は、公認会計士永田昭夫事務所所長、日本トランスシティ株式会社の社外監査役およびパレモ・ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会および監査等委員会における発言の状況・内容と、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要等
社外取締役	奥村 隆夫	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会決議事項における懸念事項の指摘、あるいは経営の迅速な決定を促すべく、所管取締役への助言・提言を行っております。
社外取締役	堀 龍之	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会決議事項における懸念事項の指摘、あるいは経営の迅速な決定を促すべく、所管取締役への助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中島 正博	当事業年度に開催された取締役会19回すべて、監査等委員会13回すべてに出席いたしました。長年にわたる金融・財務業務の経験および企業経営の経験と実績を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	永田 昭夫	当事業年度に開催された取締役会19回すべて、監査等委員会13回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役奥村隆夫氏および堀龍之氏ならびに監査等委員である社外取締役中島正博氏および永田昭夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 役員賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社が締結している役員賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ①被保険者は当社取締役（監査等委員を除く。）、当社監査等委員である取締役、当社上席執行役員、対象子会社14社の役員であり、すべての被保険者について、

その保険料を全額当社が負担しております。

- ②補償地域は全世界、保険期間は2022年7月10日から2023年7月10日であります。
- ③補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。
 - ・会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求がなされた場合に、それによって被保険者である役員等が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を補償対象としております。
 - ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。
- ④役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用する役員賠償責任保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。
 - ・役員等が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
 - ・役員等の犯罪行為、または役員等が違法であることを認識しながら行った行為
 - ・役員等に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
 - ・役員等が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
 - ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 31百万円 |
| ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31百万円 |
| ③監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由 | |
| 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入 | |

手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社グループは、企業の社会的責任を果たし持続的な成長を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が重要な経営課題だと考えております。その基本認識に基づき、経営の透明性と健全性の確保、迅速な意思決定と適切な事業遂行、法令順守と倫理の確保の実現に向けての組織管理体制の整備に取り組んでおります。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため「竹田印刷グループ内部統制システムの基本方針」を定めております。

当該基本方針は以下のとおりであります。

①当社および当社子会社からなる企業集団（以下、当社グループ）の取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および執行役員は、「竹田印刷グループ行動規範」を率先垂範するとともに、その順守の重要性について繰り返し情報発信することにより、グループ全体にその徹底を図る。また取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

内部監査部署は、業務の有効性、効率性、法令等の順守、財務報告の信頼性を確認するため、グループ各社を含めて計画的に監査を実施する。

リスク管理委員会では、グループ各社における不正行為の予防措置、法令違反行為等が発見された場合の是正措置等の活動を促進する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等、取締役の職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む）は、これに関連する資料とともに文書管理規程等の情報管理に係る社内規定に従って保存・管理する。機密情報については、竹田マネジメントシステム基本方針および関連諸規定に基づき適切に管理し、個人情報取扱いに関しては、個人情報保護方針および個人情報保護規定に基づいて対応する。

これら情報管理に係る社内規定は、必要に応じて運用状況の検証、規定内容の見直しを行う。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険およびその他のリスクを統括的に管理するため、グループ各社の担当責任者を含むリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理規程等に基づき、個々のリスク（コンプライアンス、経営戦略、業務運営、環境、災害など）に対処する責任部署を定めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を確保する。

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において報告する。

各事業部署等は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応策を決定し、適切にリスク管理を行う。

内部統制推進部署は、各事業部署等が実施するリスク管理が体系的、効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。

内部監査部署は、リスク管理に係る事項を含めて監査し、監査を受けた部署は、是正、改善の必要のあるときには、内部統制推進部署および関連する部署と連携してその対策を講じる。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の職務が適正かつ効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、社内規程に基づく職務権限および意思決定ルールを定める。

取締役会を定期的開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営に関しては、当社グループの中期経営計画および年度計画に基づき、各社がそれぞれ年度予算を策定し、定例取締役会において進捗状況を確認する。

経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、情報システムの主管部署を置き維持管理、整備等を進め、全社レベルでの最適化を図る。

取締役会の任意の諮問機関として、取締役会が選定する3名以上の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名および報酬等の決定に係る公正性、透明性、客観性を高める。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、「竹田印刷グループ 財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、財務報告に係る内部統制の体制の維持・改善を図る。

グループ全体の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法および関連する規則等に基づき、整備・運用するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑥当社グループにおける業務の適正を確保するための体制およびグループ各社の取締役の職務の執行に係る当社への報告にかかる体制

当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、グループ全体を対象とするリスク管理委員会を開催するとともに、グループ各社を対象にした内部監査を実施する。

さらに、法令順守の観点から、グループ各社に対し「竹田印刷グループ行動規範」を配付し徹底を図るとともに、法令に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社グループの全従業員を対象とした「公益通報処理制度」を設置し、運用する。公益通報処理制度の責任者は、通報者が報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう保護する。

また、原則として当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員もしくは社員がグループ各社の取締役および監査役等に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視し、グループ各社の業務および取締役の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告できる体制とするほか、関係会社管理規程に基づき、主管部署が指導、支援を行うとともに必要な報告を受ける。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制および取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事異動については監査等委員会と担当取締役が協議して行い、人事評価については監査等委員会が行うこととする。監査等委員会補助を兼任する使用人は、監査等委員会の職務の補助を優先して従事する。

⑧当社グループの取締役・執行役員・使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について監査等委員会に報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。

また、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会または公益通報処理窓口に連絡し、公益通報処理責任者は監査等委員会に報告する。

監査等委員会への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行う。

当社グループは、監査等委員会へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保する。

⑨監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に基づいて監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。

監査等委員会は、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など厳正に監査を実施する。また、監査等委員会は、グループ各社の監査役からなるグループ監査連絡会を開催し、監査実施状況等について意見交換および協議を行う。

代表取締役、会計監査人および内部監査部署と定期的にまたは必要に応じて意見交換を行い、監査の実効性の確保を図る。

監査等委員会の職務の遂行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、顧問弁護士・監査法人等の専門家との連携を図れる環境を整備する。

監査等委員会の職務の遂行につき、費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩反社会的勢力の排除に向けた体制

「竹田印刷グループ行動規範」において、反社会的勢力との関係拒絶について記載し、順守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求についての対応窓口を定め、情報収集や外部との情報交換に努めるとともに、警察、顧問弁護

士との連携に努める。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取り組み

当社グループの取締役および執行役員は、朝礼等で「竹田印刷グループ行動規範」の浸透を図るとともに、グループ社員全員に行動規範等を記載したコンパクトガイドを携帯させ、その順守の重要性について繰り返し情報発信することにより、当社グループ全体にその徹底を図りました。また内部統制システムの適切な運用により、法令、定款等に則った適正な業務の遂行を確保しております。さらに、「公益通報処理規程」により内部通報制度を運用し、法令順守の意識向上に寄与しております。

② 職務執行の適正および効率性の確保に関する取り組みの状況

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名（うち2名が社外取締役）、監査等委員である取締役3名（うち2名が社外取締役）の計12名で構成され、取締役会規程ほか各社内規程に則り適正に運用しております。当事業年度において、取締役会は19回開催され、経営方針、予算等の経営に関する重要事項を決定し、月次の経営状態の分析、評価、対策の検討を図るとともに、業務執行状況の監督を行いました。

また各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性を確保いたしました。

③ リスクマネジメントに対する取り組み

当社グループ各社の担当責任者を含めたリスク管理委員会を定期的を開催し、リスク管理規程に基づき当社グループのリスクを抽出、評価し、損失の危険およびその他のリスクの発生可能性につながる事項について情報共有し、統括的にグループ全体のリスク管理策を検討いたしました。

④財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み

当社グループは、財務報告がステークホルダーにとって当社グループの活動を確認する上で重要な情報の一つであり、財務報告の信頼性を確保することは当社グループに対する社会的な信用の維持・向上に資するものであることを認識し、信頼性のある財務報告を適時かつ適切に実行するための体制とシステムを整備するために財務報告にかかる内部統制の基本方針を定めております。

また、内部統制担当部署が監査実施計画に基づき各部門に赴き、業務プロセスの運用状況をチェックすることで財務報告に係る信頼性を確保したほか、リスク対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と順守の重要性を周知徹底いたしました。

⑤監査等委員会の職務執行

監査等委員は、取締役会への出席、工場への往査、事業部門に対するヒヤリング、内部監査部門および会計監査人との定期的な会合を行い、監査の実効性を高めております。当事業年度において、監査等委員会を13回開催し、監査方針、監査計画を決定したほか、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。さらに、年1回グループ監査連絡会を開催し、グループ全体の内部統制システムをモニタリングいたしました。

また、常勤監査等委員はリスク管理委員会に出席するほか、稟議書などを常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,641	流動負債	9,321
現金及び預金	6,193	支払手形及び買掛金	2,754
受取手形及び売掛金	7,591	電子記録債権	3,296
棚卸資産	1,249	短期借入金	950
その他の金	655	一年内返済予定長期借入金	308
貸倒引当金	△49	リース債務	249
		未払法人税等	166
固定資産	14,237	未払消費税等	118
有形固定資産	10,943	未払費用	215
建物及び構築物	3,257	賞与引当金	430
機械装置及び運搬具	791	役員賞与引当金	38
土地	5,464	工場建替関連費用引当金	51
リース資産	729	その他の	743
建設仮勘定	513		
その他の	186	固定負債	4,749
無形固定資産	373	長期借入金	1,044
		リース債務	690
投資その他の資産	2,920	長期未払金	109
投資有価証券	2,189	退職給付に係る負債	2,288
繰延税金資産	146	資産除去債務	220
その他の	709	繰延税金負債	376
貸倒引当金	△125	その他の	18
繰延資産	13		
		負債合計	14,070
資産合計	29,892	(純資産の部)	
		株主資本	14,699
		資本金	1,937
		資本剰余金	1,793
		利益剰余金	11,374
		自己株式	△406
		その他の包括利益累計額	997
		その他有価証券評価差額金	752
		為替換算調整勘定	128
		退職給付に係る調整累計額	116
		非支配株主持分	124
		純資産合計	15,821
		負債・純資産合計	29,892

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		32,863
売上原価		26,247
売上総利益		6,616
販売費及び一般管理費		5,677
営業利益		939
営業外収益		
受取利息及び配当金	72	
受取賃貸料	88	
その他の営業外収益	59	220
営業外費用		
支払利息	28	
賃貸費用	41	
その他の営業外費用	28	98
経常利益		1,061
特別利益		
固定資産売却益	75	75
特別損失		
固定資産除売却損	6	
工場建替関連費用	3	10
税金等調整前当期純利益		1,126
法人税、住民税及び事業税	260	
法人税等調整額	23	284
当期純利益		842
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		840

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日 期首残高	1,937	1,793	10,686	△434	13,983
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△147		△147
親会社株主に帰属する 当期純利益			840		840
自己株式の処分			△4	28	24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	688	28	716
2023年3月31日 期末残高	1,937	1,793	11,374	△406	14,699

項 目	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2022年4月1日 期首残高	654	53	116	823	125	14,932
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△147
親会社株主に帰属する 当期純利益						840
自己株式の処分						24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	97	75	0	173	△1	172
連結会計年度中の変動額合計	97	75	0	173	△1	889
2023年3月31日 期末残高	752	128	116	997	124	15,821

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,216	流動負債	3,430
現金及び預金	1,964	支払手形	213
受取手形	162	電子記録債権	1,061
電子記録債権	972	買掛金	895
売掛金	2,213	短期借入金	150
製品	184	一年内返済予定長期借入金	197
仕掛品	193	リース債権	96
原材料	60	未払金	384
貯蔵品	56	未払法人税等	38
短期貸付金	108	未払費用	95
未収入金	149	預り金	19
リース投資資産	4	賞与引当金	224
その他の資産	146	役員賞与引当金	21
貸倒引当金	△0	その他	31
固定資産	11,743	固定負債	2,816
有形固定資産	6,902	長期借入金	300
建物	2,236	リース負債	342
構築物	22	長期未払金	62
機械装置	228	退職給付引当金	1,580
車両運搬具	12	資産除去債務	220
工具器具及び備品	127	繰延税金負債	301
土地	4,036	その他	8
リース資産	230		
建設仮勘定	7		
無形固定資産	335	負債合計	6,246
電話加入権	4	(純資産の部)	
ソフトウェア	329	株主資本	11,139
その他の資産	1	資本金	1,937
		資本剰余金	1,793
		資本準備金	1,793
投資その他の資産	4,505	利益剰余金	7,813
投資有価証券	1,629	利益準備金	279
関係会社株	1,549	その他利益剰余金	7,533
長期貸付金	1,034	資産圧縮記帳積立金	371
差入保証金	183	別途積立金	5,800
保険積立金	110	繰越利益剰余金	1,362
その他の資産	12	自己株式	△405
貸倒引当金	△13	評価・換算差額等	574
		その他有価証券評価差額金	574
資産合計	17,960	純資産合計	11,713
		負債・純資産合計	17,960

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		14,658
売上原価		11,647
売上総利益		3,011
販売費及び一般管理費		2,671
営業利益		339
営業外収益		
受取利息及び配当金	188	
受取賃貸料	360	
その他の営業外収益	24	572
営業外費用		
支払利息	7	
賃貸費用	199	
その他の営業外費用	8	215
経常利益		697
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	3	3
税引前当期純利益		693
法人税、住民税及び事業税	94	
法人税等調整額	48	143
当期純利益		550

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
2022年4月1日 期首残高	1,937	1,793	1,793	279	7,135	7,415	△434	10,712
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△147	△147		△147
当期純利益					550	550		550
自己株式の処分					△4	△4	28	24
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	398	398	28	426
2023年3月31日 期末残高	1,937	1,793	1,793	279	7,533	7,813	△405	11,139

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2022年4月1日 期首残高	473	473	11,186
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△147
当期純利益			550
自己株式の処分			24
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	100	100	100
事業年度中の変動額合計	100	100	526
2023年3月31日 期末残高	574	574	11,713

(注) その他利益剰余金の内訳

項目	資産圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2022年4月1日 期首残高	372	5,800	963	7,135
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△147	△147
別途積立金の取崩				—
当期純利益			550	550
自己株式の処分			△4	△4
資産圧縮記帳積立金の取崩	△0		0	—
事業年度中の変動額合計	△0	—	398	398
2023年3月31日 期末残高	371	5,800	1,362	7,533

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

竹田 i P ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 浩 二 ①
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、竹田 i P ホールディングス株式会社（旧社名 竹田印刷株式会社）の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、竹田 i P ホールディングス株式会社（旧社名 竹田印刷株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

竹田 i P ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 浩 二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、竹田 i P ホールディングス株式会社（旧社名 竹田印刷株式会社）の2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年4月1日付で持株会社体制へ移行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

竹田 i P ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 河合隆広 ㊟

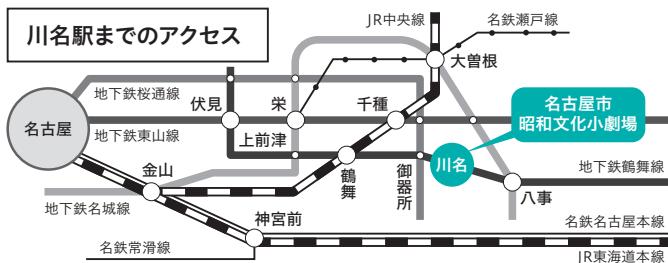
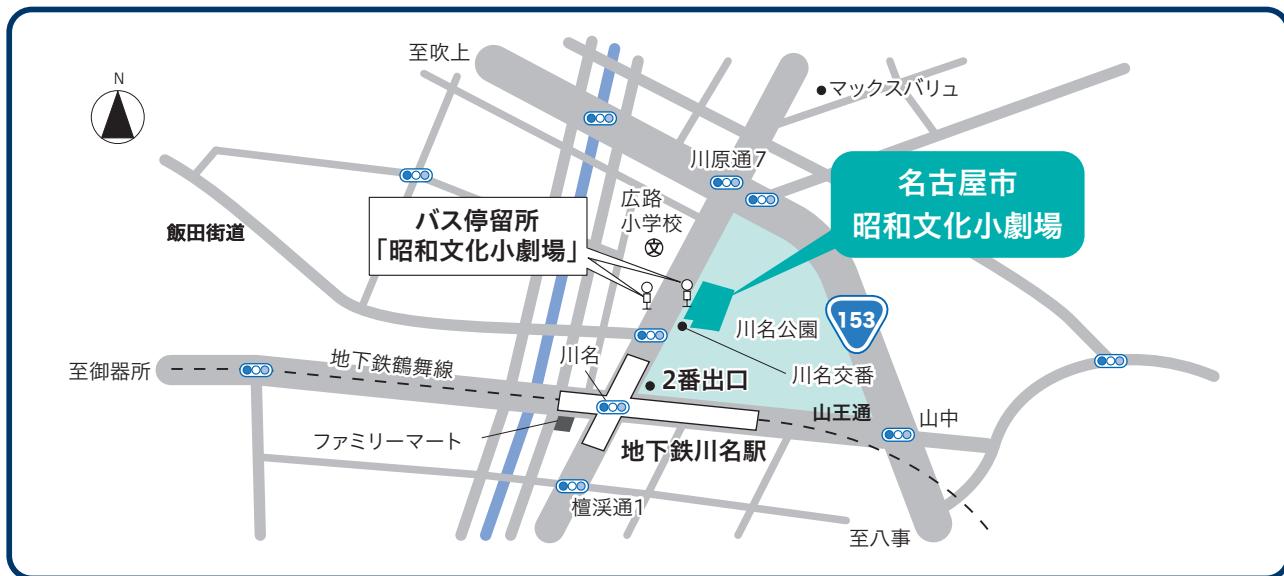
監査等委員 永田昭夫 ㊟

監査等委員 田中誠治 ㊟

(注) 監査等委員永田昭夫及び田中誠治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会 会場ご案内図



地下鉄のりかえ例



会場

名古屋市昭和区花見通一丁目41番地の2

名古屋市昭和 cultura 小劇場 ホール

電話 (052) 751-6056

交通機関のご案内

- 地下鉄 鶴舞線「川名駅」下車、2番出口より徒歩2分
- 市バス 「昭和 cultura 小劇場」下車、徒歩すぐ

お土産廃止のお知らせ

※株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性の観点から、配付を取り止めさせていただきます。

(注) 名古屋市昭和 cultura 小劇場の駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



お問合せ先：竹田 i Pホールディングス株式会社 総務部

名古屋市昭和区白金一丁目11番10号 電話 (052) 871-6351